

令和4年第7回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和4年7月20日 午前10時00分

閉会 令和4年7月20日 午前10時55分

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
水谷 文和	野村 君枝		

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第29号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙2件
議案第30号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙2件
議案第31号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙2件
報告第19号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙3件
報告第20号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件	別紙1件
報告第21号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙2件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和4年第7回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は5番委員と7番委員にお願いします。それでは、議案に入りますが、議事の進行上、議案第31号を先に上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第31号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

個人の新規申請が2件です。1番案件の申請地は栄町寺前の1筆です。貸付期間は5年間で使用貸借権設定申請です。

続いて、2番案件ですが、議案第29号2番案件にて、農地法第3条により農地の所有権移転許可申請を行う譲受人の方が借受人である案件です。

内容を説明する前に、所有権移転を行う際の下限面積について、ご説明いたします。耕作を目的として農地の権利を取得する場合には、農地法第3条に基づく許可が必要ですが、この許可の要件の1つとして下限面積要件があります。豊明市では下限面積の基準については、取得後の農地面積の合計が30a以上となる必要があると定められています。

今回、本議案で利用権設定を認められ、当市の下限面積を満たしたうえで、議案第29号にて所有権移転を行いたいと申し出がありました。

このことについて、借受人の営農状況を加味したうえで、事務局内で協議を行い、同一の総会にかけることに支障はないと判断して、議案として上程させていただきました。

それでは、2番案件について説明いたします。2番案件の申請地は沓掛町寺内の1筆です。貸付期間は1年間で使用貸借権設定申請です。

以上こちらのご審議をお願いします。

議長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

- 8番委員 2番案件の譲受人の現時点での耕作面積は何㎡ですか。
- 事務局 今回の利用権設定前においては1,935㎡です。
- 3番委員 今回の利用権設定は1作付けとなっていますが、1年間でも利用権設定を認めることで良いのでしょうか。
- 事務局 1作付けとして契約していますが、基本契約更新していく旨契約書に記載されています。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第31号に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第31号は可決いたします。引き続きまして、議案第29号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第29号1番案件について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。
- 申請地は沓掛町掛下44番1、59番、登記地目、現況地目はすべて畑、面積は合計296㎡です。
- 譲受理由は地元産の農作物の生産を意欲的に行いたいため、譲渡理由は相手方の要望によるものです。
- 申請地の現況については、6月29日に現地確認を行ったところ、防草シートが張っており蜜柑の苗木が植えられている状態でした。
- 譲受人の他の所有農地につきまして、沓掛町金山10番、沓掛町皿池上は野菜が作付けされている状態でした。沓掛町十三塚26番は田として管理されている状態でした。
- 以上のおおりに営農計画書のおおりに今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。
- 以上で説明を終了します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

- 5番委員 7月11日に7番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。
- 7番委員 防草シートを外せば直ぐに畑として作付けが開始できる状況であり、5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。
- 最4番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議長 単独で現場を調査された農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。
- 最6番委員 5番委員、7番委員、農地利用最適化推進委員4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議長 それでは採決します。議案第29号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議長 議案第29号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第29号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第29号2番案件について説明します。
譲受理由は、今まで貸借していたが購入して営農規模を拡大するため、譲渡理由は耕作できる者がいないためです。
申請地は大久伝町中65番、66番、67番で、登記地目は全て田、現況地目は全て畑、面積は合計1,736㎡です。
申請地の現況については、7月11日に現地確認を行ったところ、畑として野菜が作付けされている状態でした。
譲受人の他の貸借農地である大久伝町中73番、74番は田として管理されている状態でした。
なお、譲受人は先ほどの議案第31号にて、耕作農地が下限面積の30aを

超えることとなります。

以上のとおり、営農計画書に記載された内容で、適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 7月10日に4番委員と農地利用最適化推進委員4番委員で申請地の現地確認を行いました。申請地は 1,700 m²あり畑としては大規模ですが、営農計画書にある年 300 日従事を証明するように、夏野菜・果樹が栽培され除草も適切に行われており、譲受人は今回の申請が不許可であれば経済的理由により転用を計画しているとのことから、申請者の方が購入により継続して耕作されることが適切であると思われるので、許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 複数人数で耕作されているようにも見受けられましたが、1番委員の説明のとおり農地の保全の意味から許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 1番委員、4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第29号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第29号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第30号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第30号1番案件について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。

申請による転用目的は物流倉庫です。

譲受人である法人は、豊明市前後町三ツ谷及び大府市にて金属加工業、

金属販売業を行っております。豊明、大府の両工場に搬入された金属製品を分別、粉碎、剪断等を行い、不純物を取り除き、金属のみの単体物にし、当該金属の荷主である法人へ運搬しております。現在は、先の作業工程後に荷主へ運搬し荷主先で荷の保管をしていましたが、扱い量の増加に伴い、荷主より申請者にて保管業務の依頼を行うよう打診されました。しかし、現工場では大量の金属保管業務を行うスペースが無く、土地を探していたところ、今回所有者から承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は栄町寺前8番11外8筆、登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計8,754.04㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明インターチェンジから北西に約700mに位置します。申請地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地に該当するため、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。

申請地の現況については、7月11日に現地確認を行ったところ、保全管理状態でした。

雨水排水については貯留槽を経由後に南西側既設水路へ放流します。また、生活雑排水については、合併処理浄化槽を経由後に南西側既設水路へ放流します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 7月15日に9番委員と農地利用最適化推進委員 1 番委員で申請地の現地確認を行いました。譲渡人の皆様によってこれまで適切に耕作されていたので、可能であれば利用権設定などで継続されることが望ましいと思います。また、転用面積が大きく、この辺りの環境がかなり変わってしまうと思います。自分としては周辺農地への影響に不安を感じているため、可否については少し考えたいと思っています。

議 長 同じく地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 耕作者の高齢化が著しく、後継者もおらず、転用を希望することについてやむを得ないことは理解できます。13mの高さの倉庫が建つということは、色々な環境問題が出てくるとは思いますが、この件については常に市の担当部局で把

握してもらいたいです。ただこの地域一帯がほとんど転用されていく現状を考えると、不安しかなく、素直に賛成として挙手することはできません。

議 長 同様に農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 3番委員、9番委員のご意見も理解できますが、他の農地への影響は道路に囲まれた一面が転用されることから少ないものと思われ、転用について問題があるかないかで考えると問題はないと思います。

議 長 他の委員の意見を求めます。

8番委員 今回倉庫業としての申請であり大型車の通行が想定されますが、申請地東側の道路幅員は何mですか。

事務局 東側道路の幅員は10mです。

議 長 転用目的が物流倉庫ですが、申請者の業種の内容の中において物流倉庫事業が占めるシェアはどの程度のものでしょうか。

事務局 物流倉庫事業としては今回が初めてとなります。これまで金属加工後の物質をそのまま取引先に搬出していましたが、取引先が保管しきれず、取引先から一時保管まで依頼をされたため、物流倉庫として申請がありました。倉庫では、金属加工後の物質を保管しておくだけと確認しています。

議 長 面積としてはかなり大きなものと思われませんが、物流倉庫としてこの面積が必要かどうか確認していますか。

事務局 開発許可を担当する尾張建設事務所に確認を取り、今回の申請について面積は必要だと確認しています。

転用面積は8,754㎡ありますが、施設の建蔽率は13.2%となっております。施設以外については大型車及び従業員の駐車必要台数を確認しています。ほかに大型車の転回スペースも含めて、この面積は必要であると事務局は判断しています。

8番委員 申請地西側の道路幅員は狭いように思われるが、車両の搬入出経路は確認しているか。

事務局 搬入出経路は確認しており、幅員の狭い西側の道路を大型車両が利用することはないものと思われま。

- 9番委員 周辺農地の所有者に対して、今回の倉庫建設の話はどの程度なされているのか。あまり知られていないような話を伺ったが。
- 事務局 市都市計画課の開発指導要綱により申請地周辺30mの地権者には説明をすることになっています。
1回目は行ったそうですが、市担当課の指導により2回目の準備中とのことですので。今のご意見については担当課に伝えます。
- 議長 案件については農地法に基づき転用できるかどうかの判断をお願いします。
- 3番委員 場所については、事務局は法に基づき転用できるか判断していると思いますが、周辺農作物への影響について考えているのですが、この点については農業委員の仕事ではないのか。
- 事務局 周辺農地についてご心配な点もあるかと思いますが、現在の書類により審査せざるを得ません。未来のことなので心配はつきないと思いますが、申請書に「周辺農地に影響を与えた場合は対処する。」旨の誓約書もあるため、事務局としては許可相当と判断します。今まで同様の観点で見えていただきたいです。
- 議長 あくまで現在の段階の申請内容をもって判断いただきたい。
- 11番委員 申請地の夜間の照明はどうなっていますか。夜間も明るい状況ですと、周辺農地に支障が生じる可能性があるかと聞いたことがあります。
- 事務局 そういうご意見があったことは伝えます。
- 議長 その他意見はございますか。
意見なし
- 議長 それでは採決します。議案第30号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数
- 議長 議案第30号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第30号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案第30号2番案件について説明します。
転用目的は分家住宅です。
譲受人は、現在知立市内の賃貸アパートにて居住しておりますが、居住空間が狭隘であり、両親の面倒を見ていくためにも父が所有する本家に近い申請地にて住宅を建築するため申請に至りました。
申請地は沓掛町森前84番、85番、登記地目、現況地目はすべて畑、面積は合計320㎡です。
申請地は豊明高校から東に約400mに位置します。
次に農地区分について説明します。申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。
申請地の現況については、7月11日に現地確認を行ったところ、保全管理状態でした。
汚水、家庭用雑排水は合併浄化槽にて処理し、南側水路へ放流します。雨水は勾配をつけ、集水桝を設け南側水路へ放流します。開発行為に該当する土地造成はありません。周囲への土砂等の流出を防ぐため、コンクリートブロックを施工します。
以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。
以上で説明を終了します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。
- 5番委員 7月11日に7番委員と農地利用最適化推進委員4番委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく地区担当委員の7番委員の意見を求めます。
- 7番委員 5番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。
- 最4番委員 5番委員、7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第30号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第30号2番案件は可決いたします。引き続きまして、報告第19号、第20号、第21号について報告願います。

事務局 報告第19号、第20号、第21号について説明

議 長 以上のとおり、報告第19号、第20号、第21号は専決事項として事務局で受理しています。

その他今後の予定について協議

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午前10時55分）。